年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年1月から同年3月までの期間及び 40 年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められること から、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年3月まで

② 昭和39年10月から40年7月まで

③ 昭和40年8月

④ 昭和40年9月から43年4月まで

申立期間①については、父親が、母親を介護していた私のために、国民年金保険料を負担してくれており、父親からもらった保険料相当の現金を3か月ごとに自宅に来ていたA町(現在は、B市)の集金人(C氏という姓の年配の女性)に納付していたことを覚えていること、申立期間③については、国民年金に加入し保険料を納付しており、保険料が還付された記憶が無いにもかかわらず、保険料を還付された記録となっていることから、保険料を納付したことを認めてほしい。

また、申立期間②及び④については、厚生年金保険又は共済組合に加入していた期間であり、重複して加入していた国民年金保険料が還付された記録となっているが、保険料を受け取った記憶は無いので、保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間は、3か月と短期間であるとともに、申立 人は、申立期間①及び第三号被保険者期間を除く国民年金加入期間について、 国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識が高かった ものと考えられる上、申立人が記憶している申立期間の国民年金保険料納付 額は、当時の国民年金保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは みられない。 また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年7月26日に払い出されているとともに、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿には、資格取得年月日が国民年金の準備期間である35年10月1日と記載されていることから、申立人は37年7月に国民年金の加入手続を行い、国民年金制度が発足した36年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認され、同記号番号が払い出された時点(昭和37年7月)から38年7月までの間に、申立期間①に係る保険料を過年度納付することが可能であったと考えられる。

さらに、B市は、「申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された当時、A町が国民年金保険料の集金を委託していた者の中にC氏という女性がいたかどうかについては、資料が残っていないことから不明であるが、当時、同町が委託した団体又は個人の集金人が、定期的に国民年金被保険者の自宅を訪問し、保険料を集金していたことは確かである。」と回答している上、国民年金制度が発足した当初の昭和36年4月から38年6月までの期間については、厚生省(当時)の通知により、市町村において、過年度保険料を徴収することが可能であったことが確認できる。

申立期間③について、申立人は、申立期間③当時、学生、会社員の妻等の国民年金任意加入被保険者の要件を満たしておらず、厚生年金保険等の被用者年金に加入していないことから、国民年金の強制加入被保険者であったと考えられる上、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿には、昭和44年4月15日に申立期間③に係る国民年金保険料が還付された記録があり、保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、当該期間については、納付済期間とする必要がある。

申立期間②及び④について、上記被保険者名簿の国民年金保険料の還付記録により、申立人が、申立期間②及び④に係る保険料を納付していたことは確認できるものの、申立期間②については、厚生年金保険、申立期間④については、D共済に加入している期間であることから、申立期間②及び④の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、申立人から聴取しても還付を受けた記憶が無いというほかに申立期間②及び④に係る保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない上、上記被保険者名簿には、申立期間②及び④に係る還付対象期間、還付金額及び還付決定日が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③ の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月

社会保険庁(当時)から郵送されたねんきん特別便により、申立期間について、国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、20 歳になった頃、母親から国民年金に加入し保険料を納付するよう勧められたため、A市役所で加入手続を行った後、平成10年4月に郵便局、11年4月に金融機関(名称は不明)において、それぞれ数か月の保険料を一括納付した際のいずれかに申立期間の国民年金保険料を納付したと思うので、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間及び国 民年金保険料の免除期間を除く国民年金加入期間について、保険料を全て納 付していることから、保険料の納付意識が高かったものと考えられる上、申 立人が記憶している申立期間の国民年金保険料納付額は、当時の国民年金保 険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、A市は、申立期間を含む平成10年度の国民年金保険料の納付書について、「平成10年4月初旬に、同年4月から11年3月までの月別の納付書を国民年金被保険者に郵送した。」と回答しており、申立人から提出された9年12月から10年3月までの国民年金保険料領収証書(写)に押印された保険料領収日(平成10年4月28日)に、当該期間の保険料と一緒に申立期間の保険料を納付することが可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年4月まで

会社を退職し帰郷した昭和 47 年 12 月に、母親が、私の国民年金の加入 手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。母親自身も国民年金 に加入し国民年金保険料を納付していたので、私の保険料のみ納付しなか ったとは考えられない。

その後の厚生年金保険から国民年金への切替手続や保険料の納付も全て 母親が行っており、母親から国民年金の手続及び納付はきちんとしている ことを聞いた覚えがある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年1月に払い出されており、 申立人はこの頃に国民年金に加入したと推認され、この時点において、申立 期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、 国民年金制度発足当初から加入可能年数に達する平成元年3月までの保険料 を完納している上、複数回にわたる申立人の厚生年金保険から国民年金への 切替手続を適切に行うなど、年金制度に対する理解があり、保険料の納付意 識が高かったことを踏まえると、申立人の国民年金の加入手続を適切に行い ながら、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C事務所における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日、A社における資格取得日に係る記録を46年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、申立期間①については6万4,000円及び申立期間②については7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月31日から同年9月1日まで

② 昭和46年7月21日から同年8月1日まで

ねんきん特別便により、A社C事務所に勤務していた申立期間①及びA 社D支店(現在は、B社E支社)に勤務していた申立期間②について、厚 生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間①及び②当時、異動はあったが、A社に継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出された社員履歴(写)及び人事発令 御通知(写)、雇用保険の加入記録並びに同社の回答から判断すると、申 立人はA社に継続して勤務(昭和45年9月1日に同社C事務所から同社D 支店に異動)し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与か ら控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和45年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、A 社C事務所が、申立人の異動に伴う資格喪失届を誤って提出した可能性について言及している上、事業主が資格喪失日を昭和45年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、B社の回答及び雇用保険の加入記録から判断する と、申立人はA社に継続して勤務(昭和 46 年 7 月 21 日に同社D支店から 同社本社に異動)し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和46年8月の社会保険 事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人に係る被保険者資格の取得日が昭和46年8月1日と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から 50 年 3 月までの期間及び 51 年 8 月から 52 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から50年3月まで

② 昭和51年8月から52年6月まで

ねんきん特別便により、国民年金の記録について、申立期間①が未加入、 申立期間②が保険料未納となっていることが分かった。

しかし、申立期間①当時、A市において同居していた母親が、大学生であった私の国民年金の加入手続を行い、自宅に集金に来た集金人(氏名は不明)及び郵便局(名称は不明)の窓口で国民年金保険料を納付していたこと、申立期間②当時、結婚のため転居したB市において、夫又は私が国民年金の加入手続を行い、同市又は社会保険事務所(当時)から郵送されてきた納付書により、夫が、自宅近くの金融機関(名称は不明)の窓口で、未納となっていた過去の夫婦の保険料を一括納付したことを記憶しているので、申立期間①及び②について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年3月14日に払い出されているとともに、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿には、被保険者資格の取得日が51年8月1日と記載されていることから、申立人は、54年3月に国民年金の加入手続を行い、51年8月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認され、被保険者資格の取得日以前は、国民年金に未加入の期間となるため、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立期間①の保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①当時、申立人の母親が、近所の郵便局の窓口で国民年金保険料を納付していた記憶がある旨主張しているところ、A市は、「当市では、申立期間①当時、郵便局の窓口で国民年金保険料を納付することはできなかった。」と回答している。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は、既に死亡していることから、申立期間に係る具体的な状況を確認することができない上、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、当該期間に係る国民年金保険料について、「夫が納付していたので、正確な納付時期及び納付回数は覚えていないが、昭和52年11月に結婚してから55年*月に子供を出産するまでの間に、夫が、未納となっていた夫婦の国民年金保険料を自宅近くの金融機関の窓口で一括納付した記憶がある。」と主張しているところ、申立人及びその夫は、いずれも昭和54年8月20日に、52年7月から54年3月までの保険料(5万2,560円)を一括納付していることが、B市の夫婦に係る国民年金被保険者名簿の記録により確認できる上、当該申立人が保険料を一括納付した時期は、保険料の特例納付期間(昭和53年7月から55年6月まで)に該当するものの、申立人は、夫が特例納付を行った記憶が無い旨供述していることから、申立人の夫は、上記加入手続に伴い社会保険事務所から郵送された保険料納付書により、時効に該当しない52年7月から54年3月までの過年度の未納保険料を全て納付したものと推認される。

また、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年6月まで

ねんきん特別便により、申立期間の国民年金保険料が未納となっている ことが分った。

しかし、夫は、A町(現在は、B市)から郵送された私の昭和57年1月から同年6月までの国民年金保険料納付書に記載されていた納付期限(昭和57年5月末日)が経過していたため、同年7月頃、同町役場に行き、窓口で当該期間の国民年金保険料を納付し、6個の領収印が押された領収書1枚をもらったことを記憶しているので、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料納付書の納付期限は、申立人の夫が主張する昭和57年5月末日ではなく、同年7月末日であり、申立人の夫が、申立人の国民年金保険料を納付したとする同年7月時点では、納付期限を経過しておらず、金融機関の窓口で保険料を納付することが可能であったと考えられる。

また、B市は、「A町では、昭和57年当時、同年1月から同年6月までの国民年金保険料のうち、同年1月から同年3月までの過年度保険料については、同町役場の窓口で納付することができなかった。」と回答している上、申立人に係る同町の国民年金被保険者名簿には、当該期間の保険料が同年4月30日までに現年度納付されたことを示す「細」の表示があることが確認できる。

さらに、申立人の夫は、「昭和57年7月頃に、A町の職員から、妻について、国民年金の任意加入被保険者であるため、同年3月末日付けで資格喪失

の手続をしておくと言われた。」と供述しているところ、申立人の夫が、申立期間に係る申立人の保険料を納付したにもかかわらず、同町が、申立期間直前の昭和57年3月末日に遡って、申立人の国民年金被保険者資格を喪失する手続を行うとは考え難い。

加えて、申立人の夫が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から10年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月から10年7月まで

平成11年6月頃、自宅近くの市役所の市民サービスセンターに国民年金の加入手続について相談に行ったところ、当該センターの職員から、その時点で納付することができる国民年金の期間及び金額について記載されたメモを渡され、「ここでは保険料の納付手続ができないので市役所へ行ってください。」と説明を受けた。

当該メモにあったお金を用意し、市役所に出向き、窓口でメモに記載された国民年金保険料を納付したが、領収書をくれなかったので確認しようとしたら、担当した細身の若い男性から「手続しときますので。」と言われ、ふに落ちなかったがそのまま自宅に帰った。

国民年金保険料を納付した証拠として当該メモを保管しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成11年6月頃、申立人が居住していた住所近くの市民サービスセンターにおいて国民年金の加入手続を行い、当該センターから、国民年金保険料を納付できる期間及び金額を記載したメモを渡され、過年度保険料の納付場所として市役所を案内されたので、市役所に出向き申立期間の保険料を遡って納付した。」旨主張しているところ、申立人が居住していた市は、「申立期間当時、市役所、支所及び市民サービスセンターでは、国民年金の過年度保険料の納付書を交付していたが、当該保険料の収納は行っていなかった。支所や市民サービスセンターでは、国民年金の過年度保険料の納付場所として市役所を案内することは無い。」旨回答しており、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、国民年金保険料を納付したことを裏付ける資料として申立人が居住していた自宅近くの市民サービスセンターで受け取ったとするメモを保管しており、当該メモには、「 $H9.6 \sim H10.3 12800 \times 10 = 128000$ 、 $H10.4 \sim H10.7 13300 \times 4 = 53200$ (計)181,200」と記載されているところ、申立人が居住していた市は、「申立人が居住していた住所近くに市民サービスセンターがあった。当該センターでは、過年度保険料の納付希望者には納付書を発行していた。メモを持っているということは、当該センターで納付書を発行していないと思う。」と回答しており、当該メモは、申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付けるものとまでは言い難く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から50年3月まで

申立期間当時、父親が私の国民年金の加入手続を行い、両親と私3人の 国民年金保険料を一緒に納付していたはずなのに、私の保険料のみが未納 とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 6 月頃に払い出されており、 申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、同年 7 月 25 日に、その時点で納付可能であった 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金過年度保険料を納付していることが確認でき、当該保険料の納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、直接国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立人の父親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 755

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月から11年12月まで

ねんきん定期便により、A社に勤務していた申立期間について、標準報酬月額が、実際の給与総支給額よりも低くなっていることが分かった。

申立期間の一部に係る給与明細書を保管しているので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の一部(平成8年 12 月から9年2月までの期間、11 年 3月及び同年5月から同年 12 月までの期間)について保管している給与総支給額が異なる2種類の給料支払明細書のうち、高い方の給与総支給額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張どおり、いずれもオンライン記録の標準報酬月額よりも高額となっていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のうち最も低い額を認定することになるところ、上記2種類の給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、各月とも同額であり、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、最も低い額となっており、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社は、「申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収簿等は残っていないが、申立期間当時は、社会保険事務所(当時)に届け出て決定された標準報酬月額に基づいて適正に厚生年金保険料を控除していたと思う。」と回答している。

さらに、オンライン記録には、申立人に係る申立期間の標準報酬月額が訂正された記録は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 756

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月29日から同年9月1日まで 申立期間において、A事業所に調理師として勤務していたにもかかわら ず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間当時、A事業所から支払われた給料等入出金を記載した家計簿 (写)を提出するので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者とし て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、B社(現在は、C社)が経営していたA事業所に勤務していたことは、同社において厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員の証言及び申立人から提出された家計簿(写)の記載内容から推認できる。

しかしながら、前述の従業員のうち、A事業所に支配人として勤務していたとする者は、「申立人と同姓の人が調理場に短期間見習として勤めていたことを記憶している。申立期間当時、短期間調理見習や修行に来ていた人が多く、手取りでいくらという形で給料をもらっていた人は厚生年金保険に加入していなかった。」、また、申立人が同事業所の同僚として氏名を挙げた一人は、「申立人は調理師見習として勤務していた。」旨証言しているところ、申立人は、「申立期間当時、親方から手取りでいくらという形で給料をもらっていた。」と述べている上、申立人から提出された家計簿(写)に記載されている申立期間に係るA事業所から支給されたと考えられる毎月の給与額は、全て千円単位であることから、申立期間当時、申立人は、A事業所に調理師見習として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった可能性がうかがわれる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の 氏名は確認できず、申立期間及びその前後の期間の健康保険被保険者番号に 欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、C社は、「申立期間当時の関係資料は無く、申立人に係る当時の 状況は不明である。」旨回答しており、申立人が申立期間における厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができな い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。